

はじめに

少子高齢化の更なる進展や生活習慣病対策などの非感染性疾患（NCD）対策の重要な増大など、近年の地域保健を取り巻く状況は大きく変化しており、地域保健活動の役割が重要視されるとともに、その中核を担う保健師活動の充実が求められています。

そのような中、国では、平成25年4月に「地域における保健師の保健活動について（地域における保健師の保健活動に関する指針）」を改訂しました。

本県においては、国の指針改訂を踏まえ、全ての県民や地域全体の健康の保持増進を図るために、本県の保健師がめざす保健活動を「地域に責任を持つ保健活動」とし、『茨城県保健師活動指針』を策定しました。この策定にあたっては、県と市町村の保健師が総ぐるみで、保健師マインドを語り尽くし、本指針の作成過程を通じて、地域への愛着や責任を再確認するとともに、この指針の重要性について、共有できたと考えております。

また、平成27年9月10日に発生した関東・東北豪雨により本県の常総市を中心に周辺地域が被災した災害では、日頃の地域保健活動の重要性や保健師のリーダー的存在として、保健活動を組織横断的に総合調整し、専門的側面から指導する役割を担う「統括保健師」の必要性が改めて認識されました。

この経験からも、茨城県内の保健師が、本指針を有効に活用し10年、20年後を見据え、指針に示されている内容を実行することで、地域全体の健康の保持増進に繋がるものと期待します。各市町村、各所属におかれましても、効果的な地域保健活動が推進されるよう更なるご理解とご協力を願いします。

最後に、本指針策定にあたり、保健師人材育成推進検討会委員及びワーキンググループの皆様、また関係各位に多大なご尽力を賜りましたことに心からお礼申し上げます。

平成27年12月

茨城県保健福祉部長 松岡 輝昌